

2高保体第915号
令和3年1月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染状況に伴う県立学校の対応について
（令和3年1月5日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染状況に伴う県立学校の対応について（令和 3 年 1 月 5 日時点）

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

高知県では新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、昨年 12 月 30 日としていた様々な対応の期間を令和 3 年 1 月 11 日まで延長しています。また、近日中に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会や高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催される予定です。

現在、県内の感染者数は落ち着きつつありますが、これらの国や県の方針を踏まえ、今後の学校教育活動全般について協議する必要があります。

つきましては、当分の間、各教科等及び部活動の取組については、下記のとおりとしますので、児童生徒及び教職員への周知をお願いします。

特に、冬季休業中は旅行や年末年始の行事等、人の往来が多くなっていますので、新学期も引き続き衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策を徹底していただきますようお願いします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 各教科等について

各教科等の活動については、下表のとおり、衛生管理マニュアル（P48～）に示されている【レベル】に準じた取組として別紙 1 に基づいた対応をお願いします。

	区分
高知市内の県立学校	レベル 2 地域
高知市以外の県立学校	レベル 1 地域

これまでマスクを着用していない活動（体育の授業や実習など）においても、活動内容等を工夫し、可能な限りマスクを着用させるよう指導してください。

2 部活動について

(1) 令和 2 年 12 月 15 日付け 2 高保体第 859 号の通知による期間を令和 3 年 1 月 15 日（金）まで延長します（別紙 2）。

	区分	練習時間	練習試合等
高知市内の県立学校	Ⅱ 部活動（一部制限）	平日 1 時間・休日 1 時間	練習試合等は禁止
高知市以外の県立学校	Ⅲ 部活動（一部制限）	平日 2 時間・休日 3 時間	

※ 全ての県立学校において、県内外における練習試合等は禁止します。

※ この期間に開催が予定されている公式戦等への出場については、学校長の判断により参加人数を制限する（エントリー以外の生徒は参加させない）など、感染防止対策を徹底することにより認めることとします。

※ 高知市内の県立学校において、1/9・10・11・16・17 に公式戦等に出場するにあたって、練習不足などによる試合での怪我等の防止の必要がある場合には、学校長の判断により、区分を「Ⅲ 部活動（一部制限）」とすることを認めることとします。

ただし、実施するにあたっては、各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに、より一層の感染防止対策を講じること。

(2) 教員等は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させてください。

3 その他

1 月 16 日（土）以降の対応については、今後の感染状況を確認しながら、1 月 13 日（水）までに通知します。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P48-49）

【レベル1 地域】

下記「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P48）

【レベル2 地域】

下記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発生」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P48）

【レベル3 地域】

下記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）
（学校において感染者を出さない、生徒を守る）

県教委の考え方	
IV	直近7日間において感染者が確認されていない ○開校
III	直近7日間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている ○開校
II	直近7日間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている ○開校
I	直近7日間において感染者が、日々連続して確認されている ○開校 ●休業

部活動の考え方	
IV	☆部活動（通常） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可） ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染症対策について、顧問はより一層の注意を払うこととする
高知市以外 III	☆部活動（一部制限） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する ・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により慎重に検討する
高知市内 II	☆部活動（一部制限） ・平日1時間程度まで ・休日1時間程度まで ・活動日数は、状況により検討する ・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない ・県内における練習試合・公式戦へは参加しない
I	★部活動（禁止） ・学校や公共施設での活動は不可とする ・各自が自宅で自主練習とする



◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止
（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）

* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。

* 県外遠征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）

* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。